

## 第 60 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 24 年 12 月 21 日（金） 12 : 59 ~ 15 : 30

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

### 【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 部会に所属すべき委員の指名について
- (2) 諮問第 46 号の答申「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）」について
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻若干前ですが、ただいまから第60回統計委員会を開催いたします。

本日は、縣委員、白波瀬委員が所用により遅れていらっしゃいます。また、安部委員、川本委員、椿委員が、所用のため御欠席です。

オブザーバーとして御出席いただいております日本銀行におかれまして、人事異動に伴い、御出席いただく方に変更がございましたので、一言御挨拶いただきたいと思います。

日本銀行調査統計局、肥後参事役でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 日本銀行の肥後です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○樋口委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料につきまして説明をお願ひいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、本日の議事と対応する資料を御説明いたします。

まず、議事の（１）部会に所属すべき委員の指名についてでございます。先日諮問されました漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更についてに関しまして、審議の御協力をいただく委員を委員長より御指名いただきましたので、資料１により御報告いたします。

それ議事の（２）諮問第46号「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更について」の答申案を資料２で御説明いただきます。

それから議事の（３）ということで、部会の審議状況についてでございます。現在、部会で審議中の４件の審議、国勢調査の匿名データ化、国民生活基礎調査の変更、それから住宅・土地統計調査の変更、漁業センサスの変更等の４件の審議状況につきまして、それぞれの担当の部会から報告をしていただきます。対応する資料は資料３から６です。

そのほかに、参考１、２、３ということで３つの参考資料を添付しております。

過不足がないか御確認いただきたいと思ひます。

私からは以上です。

○樋口委員長 それでは、早速議事に入ります。

部会に所属すべき委員に関しまして、資料１のとおり、産業統計部会で「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更について」御審議いただいておりますが、これに参加していただくため、12月４日付で指名いたしましたので御報告いたします。北村委員、中村委員にお引き受けいただきましたので、どうぞ今後ともよろしくお願ひします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第46号の答申「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について」でございます。まず、廣松部会長から御説明をお願ひいたします。

○廣松委員 私から御報告させていただきます。

諮問第46号「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について」は、10月26日に開催されました統計委員会に総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議が付託されました。本件に関しましてはこれまで、11月2日、15日、30日及び12月13日と計４回の部会で、時間にして大体11時間超の審議を行い、答申案を取りまとめるに至りましたので御報告いたします。

初めに、第３回及び第４回の部会の結果概要から御報告をいたします。資料２の参考資料１の１ページから３ページ、第29回サービス統計・企業統計部会結果概要を御覧ください。

い。

3回目の部会におきましては、前回の部会において、国土交通省に対して詳細な説明を求めました事項である「2 調査事項の変更」に関する審議事項のうち「(3) 報告書の誤記入防止のための調査事項の変更」、さらに「(4) 地域別の土地取引動向の把握のための変更」、それから、「3 標本設計の一部変更」「4 報告を求める期間の変更」及び「集計表(統計表)の拡充」について、国土交通省から説明が行われ、審議した結果、おおむね適当とされました。また、前回部会で積み残しとなりました「法人土地基本統計(基幹統計)の指定の変更(名称及び目的)」について審議を行い、おおむね適当と判断されました。

さらに、「中間年におけるフロー調査の実施について(方向性)」及び第2回目までの部会審議を踏まえて事務局と作成しました答申案(未定稿)について、審議を行いました。

以下、審議において委員等から出されました意見を御紹介させていただきます。

まず、法人土地調査(ストック調査)と企業土地調査(フロー調査)の統合による政策への活用状況について、国土交通省から説明を受けましたが、特段の御意見はございませんでした。しかし、パネルデータの作成については、経済センサスの調査結果から、各法人のIDを使用すれば苦労が軽減されるのではないかと。さらには、1つの法人の動きを追うよりも、法人が参入・退出、すなわち法人の倒産・廃業あるいは新設等をする際の土地の移動に着目した分析を行うことなどについても検討することが必要ではないかという御意見がございました。

次に、国土交通省から、3調査の統合に伴い新たに作成される集計表(統計表)の例について説明があり、委員等からは、土地取引について都道府県別の情報が利用可能になれば、推計精度が向上することが期待されるなどの御意見がございました。

また、国土交通省から、平成20年調査における「証券化」に関する調査事項に係る回答状況について説明があり、委員等からは、証券化、信託受益権という用語について、不動産に係る法人でも記入を誤ることがあり、より理解を得やすい信託受益権という用語を調査事項に使用していることには問題はないという御意見がございました。

次に、国土交通省から標本設計についての説明があり、委員等からは、土地に関してはキーとなる変数を見つけることが難しいという事情がある。経済センサスで有効な変数が見つかったら、改めて変数について検討することとし、今回の審議では計画どおりの案でよいのではないかと御意見がございました。

さらに国土交通省から、調査方法の他の大規模調査(基幹統計調査)の調査実施期間との重複状況について説明があり、委員等からは、現時点では調査時期が明確となっていない経済センサスを除き、今後10年間程度は法人を調査対象とする基幹統計調査で重複するものがないことが確認されましたので、妥当と判断されました。

次に、法人土地基本統計(基幹統計)の指定の変更(名称及び目的の変更)について事務局から説明があり、委員等からは、3調査を統合し、土地及び建物の所有、利用状況並

びに土地の取得時等を一体的かつ総合的に把握するという目的を達成するものであり、妥当と判断いたしました。

中間年におけるフロー調査の実施については、部会長メモとして委員会に報告することで方向性を取りまとめた資料をもとに審議をいたしました。委員などからは、今回の部会審議の対象外であり、部会として調査実施者に必要性を検討してもらおうという方向性は理解できる。不動産をめぐる最近の動きは目まぐるしいことから、中間年のフロー調査も毎年実施されることを要望したいという御意見がございましたが、一方で、フロー調査については、平成25年度は基幹統計として実施することとなる。したがって、平成26年度以降の中間年におけるフロー調査の実施をする場合は、新規の一般統計調査として実施してもらうこととし、その上で、中長期的に安定した段階で、基幹統計化の検討をする際に、5年に1回実施する基幹統計調査との関係を改めて議論することとしてはどうかという御意見をいただきました。

最後に、これまでの部会審議を踏まえ答申案について審議をいたしました。委員からは、前回の議論に課題として漠然と「パネル化」と記すのではなくて、そういう記し方では調査実施者が具体的にどう対応したらいいかわからないので、答申において課題として指摘するのであれば、どう政策分析に使えるのかといった点も明確にしておくことが必要であるという御意見をいただきました。

また、パネルデータを考える際には、住宅・土地統計調査との関係もあり、土地調査全体から見たパネルデータの作成という視点で見たほうが有益ではないかという御意見もございました。

さらに、法人の参入・退出の際、土地がどのように移動しているのかがわかるほうが重要である。あくまで土地のみを追いかけるだけではパネルの意味は余りないという御意見もございました。

今回の諮問は、フローについても一体化してとるようになるなど、統計の目的が大きく変わるという基本方針の大きな変更であり、この変更については中間年のフローの調査のあり方にも当然考え方が及ぶものと考えらるべきであるという御意見などもございました。

3回目の部会の概要は、以上でございます。

続きまして、資料2の参考1の4ページから7ページでございますが、第30回部会結果概要を御覧ください。

4回目の部会におきましては、集計表に関して、前回部会で竹原委員から民間ユーザーサイドの意見として紹介されました集計事項の追加要望について、国土交通省側から、集計事項の追加を行う予定である旨の説明を受けました。その後、前回の部会の審議結果等を踏まえて、答申案、まだ未定稿の段階のものですが、その修正点と、それから統計委員会で部会長メモとして取りまとめる予定の「行政記録情報の活用について」「中間年におけるフロー調査について」及び「報告者負担の軽減について」の3点について、部会長から説明を行い、これらの内容について協議をいたしました。

以下、審議において委員等から出された意見等を紹介させていただきます。

初めに、集計事項の追加でございますが、「貸付目的で所有している部分の延べ床面積」について、建物1棟ごとの貸付面積を出すことが可能か、また、建物の主な利用現況（11区分）と建物の利用状況（16区分）における「その他の建物」と「その他」との違いなどは何かという質問もございました。

続いて、答申案に関して審議をいたしました。まず、調査事項の変更のうち、変更事項5に関して、年度が統一されることにより「パネルデータの作成等が期待される」という判断は妥当である。また、「パネルデータの作成」の前に「データの正確性の確保とともに」という文言を追加記載すべきではないかという御意見もございました。

また、行政記録情報の活用についてですが、これについては、ビジネスレジスターのことを記載するのであれば、今後の課題においてもそのことを記載したほうがよいのではないかという意見がありました一方で、ビジネスレジスター等の行政記録情報活用について「今後の課題」として記載すると、次回諮問時までの対応が必要となり、縛りがかなり強くなり過ぎるので、このままの記載でいいのではないかという意見もございました。

続いて、今後の課題の内容ですが「駅ナカ」の把握及びパネルデータの作成について2点ございました。

まず、「駅ナカ」の把握については、「駅ナカ」以外にも、鉄道の「高架下」や高速道路のパーキングエリアなどもあり、将来的な課題として大きく残るものではないかという意見もありましたが、部会としては、「『駅ナカ』の把握」の記載は答申案から落とすことにいたしました。

また、パネルデータの作成については、今回名簿が整備されることから、今後、パネルデータの作成等を検討するという課題を記載することはいいと思う。また、今回は中間年のフロー調査は審議の対象とはしていないこともあり、統計法上の審議事項としては対象外である。部会長メモとして会長が発言することが望ましいという御意見をいただきました。

答申案につきましては全体として了承されましたが、文言等についての若干の修正意見があり、それを修正して本日の答申案としたものでございます。

なお、部会長メモは、統計委員会の議事録には載りますが、拘束力はございません。ただ、統計委員会全体に関する問題提起が含まれているものと考え作成したものでございます。今回の部会長メモは、先ほども御紹介いたしましたとおり、行政記録情報の活用について、中間年におけるフロー調査について、報告者負担の軽減についての3つでございます。3つも作るのは異例かもしれませんが、審議の内容を取りまとめるという意味で作成させていただきました。

初めに、行政記録情報の活用についてですが、これについては、北欧等では行政情報がかなり統一された形で整理されており、そのため、統計への使用を念頭に置いているものの、日本の各調査では使用する行政記録情報はばらばらであるので、ここでやはり問題提

起をしておくのがよいという御意見をいただきました。さらに、行政記録情報の活用についての部会長メモは、基本計画に記載されている行政記録情報の活用についての理念倒れにならないようにしたいという思いで私が作成したものでございます。

次に、中間年におけるフロー調査についてですが、これについては、統計の整備という観点から、土地・建物のストックとフローの調査が統合されることは大きな前進と考えます。それと中間年のフロー調査との関係をどう考えるかということだと思いますが、土地・建物の全体像を考えるべきであって、中間年の取り扱いに関してはポジティブに考えるべきであろうという御意見もいただきました。

次に、報告者負担の軽減についてのメモでございますが、これについては、使用する名簿の統一化によって、フローとストックの回答がどうなるかについての検証等、平成25年の調査結果の精度を踏まえて報告者負担を検討する旨を記載してはどうかという御意見をいただき、調査結果を検証することは当然のこととありますので、そこはあえてメモには記載しておりません。

この部会長メモの内容につきましては、一番最後に説明させていただきます。

その他といたしまして、最後に、調査の変更に係る地方公共団体の法定受託事務について、調査実施者である国土交通省から説明があり、現在、総務省自治行政局と話をしているのですが、土地及び建物調査とすることで都道府県の事務が増えるのではないかという懸念が持たれており、仮に土地と建物で切り分けられてしまうと、土地・建物の回答にも影響が出かねないという状況が起こりますので、引き続き、自治行政局に説明をしていただくということで、それを了承いたしました。

以上が3回目、4回目の部会の報告でございます。

以上のこれまで4回の部会審議を経て、お手元の資料2でございますが、答申案を取りまとめました。この答申案の構成といたしましては、初めに諮問内容であります法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について、1、本調査計画の変更、これは1ページ目でございます。それから、2、前回調査、平成20年における今後の課題への対応、これは7ページ目になります。それから、3、今後の課題、9ページ目でございます。それから、法人土地基本統計、基幹統計調査の指定の変更（名称及び目的の変更）、これも9ページに記しておりますが、こういう構成でまとめております。以下、順に簡単に御説明いたします。

まず、1、本調査計画の変更の（1）承認の適否については、統計法第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「法人土地基本調査」の変更を承認して差し支えないといたしました。

次に、（2）理由等でございますが、そこにおいて、今回諮問された計画の変更等に係る事項について、変更内容ごとにその判断の理由を記述しておりますので、それぞれ御説明いたします。

まず、本調査の名称及び目的の変更についてですが、本調査における名称及び目的の変

更については、1 ページ目の表 1 を御覧いただければと思います。

本調査の名称については、「法人土地基本調査」から「法人土地建物基本調査」に、また、目的については、「法人の土地の所有及び利用の状況に関する実態を明らかにする」から「法人の土地及び建物の所有及び利用並びに土地の購入、売却等の状況に関する実態を明らかにする」と変更するものでございます。

これにつきましては、土地の有効活用、不動産市場の活性化等、土地政策の転換への対応等を踏まえ、土地及び建物の所有及び利用状況並びに土地の取得状況等を一体的かつ総合的に把握するため、本調査（基幹統計調査）に、「法人建物調査」（一般統計調査）と「企業の土地取得状況等に関する調査」（一般統計調査）の 3 つを統合して、法人土地・建物基本調査、位置づけとしては基幹統計調査という形にして実施することに伴うものであることから、適当であると判断いたしました。

次に、調査事項の変更についてですが、調査事項の変更につきまして、大きく分けて変更事項が 5 つございます。

まず、1 つ目の変更事項 1 でございますが、これは、2 ページ目の表 2 を御覧ください。ここでは、宅地などにおける土地、建物の所在地について、番地、号まで把握する計画でございます。これについては、詳細なデータが得られることになり、用途地域別の容積率を把握する等、土地及び建物の資産額推計の精度の向上に資するものと認められることから、適当であると判断いたしました。

なお、部会審議では、委員等から、今回の変更によって土地及び建物の資産額推計の精度が向上することにより、SNAにより一層の活用を図ることが可能になる、さらに、土地及び建物の資産額推計の精度向上の措置については、これは望めば切りがないが、今回は基幹統計の大幅な変更であり、調査実施時における政策ニーズの確認もきちんと行われていることから、現時点で提示された調査事項で特に問題はないという整理をいたしました。

次に、変更事項 2 でございます。これは 2 ページ目の表 3 を御覧ください。ここでは、告知における土地及び建物が、いずれも自己所有の場合の把握方法については、建物の所在地欄に敷地（土地）の所在地の通し番号のみを報告者に記入していただくことにしています。これについては、報告者の負担軽減に資するほか、法人が所有する土地及び建物の所有及び利用状況を一体的に把握することが可能となり、結果精度の向上に資するものと認められ、適当であると判断いたしました。

続いて、変更事項 3、3 ページでございますが、表 4 を御覧ください。土地及び建物の所有及び利用状況に関する調査事項等のうち、土地などの棚卸資産に該当する土地の取得時期、貸し付けの有無、利用状況等を追加するなど、これまで未把握であったものについて調査事項等を追加する計画です。これについては、これまでの調査において把握してこなかった調査内容を網羅的に把握するものであり、また、国土交通省が調査結果の有効活用に資するとしていることから妥当と判断できる。したがって、適当といたしました。

続いて、変更事項 4、表 5 を御覧ください。これは、報告者からの問い合わせや誤記入

が多かった調査事項、例えば土地及び建物の利用現況に関する選択肢などの一部について、調査事項を変更する計画でございます。これについては、より正確な回答を得るために調査事項を変更することで、報告者の誤記入防止、報告者の負担軽減等に資するものと認められることから、適当であると判断いたしました。

なお、先ほど御紹介いたしましたとおり、今回は、信託受益権という用語を調査事項に使用するものでございます。

続いて、4ページの変更事項5でございます。これまで別々であった法人土地基本調査と企業の土地取得状況等に関する調査の対象名簿、これは資本金1億円以上の会社法人でございますが、それを統一して、資本金1億円以上の会社法人を対象とした地域別の土地の取引動向を把握するため、「棚卸資産の土地」「棚卸資産以外の土地」別に、購入及び売却した土地の面積、帳簿価格、区画数を都道府県単位で新たに把握する計画でございます。これにつきましては、1つ目として、法人所有分の土地に関する統計の体系整備に資すると考えられること、2つ目として、名簿が統一化されることにより、施策等への活用の向上に資すると認められること、2番目の理由として、データの正確性の確保とともに、パネルデータの作成及びこれに基づく分析が期待されることなどから、適当であると判断いたしました。

続いて、5ページ、標本設計の一部変更についてでございます。

本調査における調査対象法人の抽出方法については、会社法人は業種別及び資本金規模別、都道府県別に層化抽出し、会社法人以外の法人は法人格の種類別、具体的には社会福祉法人、学校法人、医療法人等でございますが、種類別に抽出率を定め抽出しております。

これに係る変更事項の1つ目ですが、表6を御覧ください。会社法人以外の法人のうち、医療法人について、抽出率を20%から50%に変更するとともに、NPO法人等について、全数調査から標本調査、50%に変更する計画でございます。これにつきましては、前回調査において、医療法人の標準誤差率が8.6%でしたが、これが他の会社法人以外の法人、一般社団あるいは財団法人の標準誤差率3%と比較してかなり大きかったため、また、NPO法人等の一部の法人については、1法人当たりの所有している土地の所有面積が小さく、結果精度への影響が少ないと考えられるため、いずれも結果精度の向上に資するものと認められることから、適当であると判断いたしました。

次に、標本設計に関する変更事項の2つ目でございます。前回調査では全数調査としていた会社法人における不動産業、物品賃貸業のうち、資本金が1,000万円から3,000万円未満の階層について、法人数の多い都道府県については標本調査とし、法人数の少ない都道府県については全数調査に変更する計画でございます。都道府県別の法人数が1,000以上の都道府県は12都府県がありますが、一方で、法人数が100から199の県が5県ある等、都道府県別の法人数の偏在が大きいことを考慮したことによるものであり、結果精度の向上に資するものと認められることから、適当であると判断いたしました。

なお、部会審議では、委員等から、標準誤差率について、特定の層の標準誤差率が高く

なってしまう、目標精度5%以内を達成できていないものがあるのが散見されますが、現状では致し方ないという判断をいただきました。これは先ほどの繰り返しでございますが、そもそも土地に関してはキーとなる変数を見つけることが難しいという事情があります。経済センサスで有効なキー変数が見つければ、改めてその変数について検討することにし、今回の審議では、一応その計画でよいとしたものでございます。

続いて、調査方法の一部変更についてです。6ページの表7を御覧ください。

前回の本調査においては、国土交通省が資本金1億円以上の会社法人を、都道府県が資本金1億円未満の会社法人を担当していたものですが、それを、今回は国土交通省が全ての会社法人について調査票の回収業務を行うことに変更するものでございます。これにつきましては、都道府県の調査事務の負担軽減を図るための措置であること、また、国土交通省ではコールセンターを設置し対応する等、十分な対応策をとることとしていること、また、平成23年11月に実施されました予備調査、これは法人土地・建物基本調査、平成23年予備調査でございますが、その結果、都道府県が回収するよりも国土交通省が回収するほうが回収率が高いことが認められました。それを踏まえて実施するものであり、適当であるといたしました。

続いて、6ページのエ、報告を求める期間の変更についてでございます。

報告を求める期間について、これまでの「9月15日から10月31日」から「7月1日から9月15日」に変更する計画でございます。これにつきましては、報告者の記入負担の軽減を図るため、報告者が調査票に記入する際に参考とする書類の一つである固定資産税の課税明細書の交付期間、通常は、市町村が5月上旬に通知するものですが、それを考慮した変更であり、また、長期的に見ても、アの基幹統計調査との調査実施時期の重複は認められないことが確認されましたので、適当であると判断いたしました。

続いて、統計表の拡充についてでございます。

まず、変更事項の1つ目ですが、これは、土地と建物の結びつきを明確に把握することにより、容積率に係るデータ等をより正確に集計し、公表する計画です。今回の計画では、土地と建物の関係を連結させて、データの有効活用を図るものであり、これにより土地の有効活用を促すための施策等への活用が期待され、また、会社法人や地方公共団体等における調査結果の利活用の促進等、利用者の利便性向上に資するものと認められ、適当であると判断いたしました。

次に、7ページの変更事項の2つ目でございます。新たに地域別の土地取引の動向を把握することにより、ストック構造の地域別の変動状況とあわせて、土地取引の動向に関するデータを総合的に集計し、公表する計画です。これについては、不動産市場の活性化を促進するための施策等への活用が期待されることに加えて、会社法人や地方公共団体等における調査結果の利活用の促進等も促され、利用者の利便性向上に資するものであることから、適当であると判断いたしました。

なお、部会審議では、委員等から、土地取引について、都道府県別の情報が利用可能に

なれば、推計精度が向上することが期待されるという意見をいただきました。

続きまして、7ページ、2、前回答申における課題への対応でございます。前回答申は平成20年に行われておりますが、そのときに「駅ナカ」の把握、行政記録情報の活用及びパネルデータの公表等という3つの課題が提示されております。

まず、1つ目の「駅ナカ」の把握についてですが、これは7ページに記しております。いわゆる駐車場用地等の上にあるいわゆる「駅ナカ」等商業施設として利用されている箇所については、近年、大都市圏において増加してきており、駐車場用地とは異なる利用状況を的確に把握するため、次回以降の両調査において、当該箇所を把握することについて検討する必要があるという指摘がなされております。本調査では、駐車場用地等の鉄道用地については、「特殊な用途の土地」として都道府県単位で面積等を把握することとしていますが、駐車場用地に建つ駅舎（延べ床面積等）については調査の対象外としております。したがって、駅舎内に商業施設が混在するいわゆる「駅ナカ」については、駐車場用地として一括把握しておりますが、駅舎内に店舗等が数多く存在するような場合、その売り場面積等のみを駅舎と切り離して把握するということは、報告者に大変大きな負担をかけることになり、困難であると判断いたしました。また、駅改札内の事業所については、平成19年商業統計調査及び平成24年経済センサス活動調査において売り場面積等を把握することとされており、それぞれの調査目的に基づいて、「駅ナカ」の売り場面積等が把握されていることを踏まえて、今回の計画変更において「駅ナカ」の把握を行うことについては、他の基幹統計調査との重複を排除するという観点からもやむを得ないと判断したものでございます。

続いて8ページ、行政記録情報の活用についてです。

前回答申において、市町村が保有する固定資産課税台帳等の活用の余地についてさらに検討することが必要であるという指摘がなされております。これについて、各市町村が保有する固定資産課税台帳の閲覧を行うためには、納税義務者の委任状が必要となります。本調査では、事前に調査客体（約49万法人）に対して、どの市区町村に土地及び建物を所有しているかを明らかにした上で、当該市町村宛てにそれぞれ委任状を作成していただき、個別に閲覧手続を行うという必要があります。この結果、1つには、調査実施者側に、統計調査の実施に加え、委任状の作成依頼、これは各市町村、今約1,700ございますが、そこへの手続及び閲覧・転記といった作業が発生し、新たな時間と経費が必要となります。また、調査客体側にも委任状の作成という新たな負担を強いることにもなります。このように、固定資産課税台帳の活用は大幅な経費と時間の増加につながるおそれがあります。このようなことから、固定資産課税台帳などの行政記録情報を活用することは、時間と経費を要するなど非効率であると考え、今回の計画変更におきまして、固定資産課税台帳を活用しないことはやむを得ないと判断いたしました。

次に、8ページのパネルデータの公表等についてですが、前回答申において、本調査及び法人建物調査の調査対象のうち、全数調査の対象であります資本金1億円以上の法人に

関するパネルデータについては、今後も継続して作成することが必要であり、広く国民が利用できるように、パネルデータの分析結果の公表についても検討する必要があるという指摘がなされました。これについて平成15年と20年の本調査結果のストック量の変化について、毎年実施しています「企業の土地取得状況等に関する調査」、これは本調査と同一の対象法人でございますが、その結果、すなわち平成15年から20年までの間の積み上げたものを比較しましたところ、両調査で回答を得た同一法人が所有する面積の総和が、両調査間において約10倍以上の乖離が生じていることが判明いたしました。この主な原因は、従来、両調査は別調査として実施してきたため、両調査の名簿が統一されていないことなどに起因するものであり、今回の変更では、両調査の統一的な名簿整備を図ることとしており、これはパネルデータの作成にも資する前向きな取組と評価できることから、適当であると判断いたしました。

なお、部会審議では、委員等から、パネルデータの作成について、今回名簿が整備されることから、今後、パネルデータの作成等を検討するという課題を記載することはいいという判断をいただき、また、中間年のフロー調査の扱いについて、部会長メモで触れる予定でございますが、答申上、5年後に改めて審議されることから、今後の課題に何らかの形で残すほうがいいのではないかという御意見もいただきました。

続きまして、9ページの3、今後の課題についてでございます。今回取り上げました今後の課題は、土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設及びパネルデータの作成の2点でございます。

初めに、土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設についてですが、土地及び建物の利用状況の選択肢の分割、新設に関しまして、統計の継続性にも影響することから、現時点において、今回の調査計画案で実施することはやむを得ないと考えられますが、今回、3調査を統合することになりますので、土地と建物の結びつきが正確に把握できるようになります。したがって、次回調査計画、一応平成30年ですが、その企画時期までに結論を得る必要があると判断し、今後の課題といたしました。

次に、パネルデータの作成についてです。今回の変更において、本調査と「企業の土地取得状況等に関する調査」の統一的な名簿整備を図り、この名簿を端緒にパネルデータを作成することについては、平成25年の調査結果を踏まえて、1つはパネルデータの政策への活用、2つ目としてパネルデータ分析の手法（土地ベースでの分析や法人の倒産・廃業、新設等における土地の移動に着目した分析等）について、パネルデータの作成及びそれに基づく分析に知見を有する専門家から意見を聞くなどすることによって、次回調査計画（平成30年）の企画時期までに結論を得る必要があると判断した次第でございます。

4番目といたしまして、総務大臣から諮問されました法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）でございますが、本調査の調査計画を変更することを踏まえ、本調査によって作成される統計を基幹統計化するため、「法人土地基本統計」の名称を「法人土地・建物基本統計」、仮称でございますが、それに変更するとともに、同統計の目的

に、「法人の建物の所有及び利用並びに土地の購入、売却等の状況を明らかにする。」という目的を追加するという計画でございます。これは、3調査を統合し、土地及び建物の所有及び利用状況並びに土地の取得状況等を一体的かつ総合的に把握するという目的を踏まえて変更するものであり、指定を変更して差し支えないと判断いたしました。

なお、新たに「法人土地・建物基本調査」で作成される統計は、土地の有効活用や不動産市場の活性化等を促進するための全国的な施策等を企画立案するための基礎資料として、唯一かつ大規模な統計と位置づけられること、さらに、不動産の流動化の状況等が明らかになることによって、統計の利用価値が向上し、民間ユーザーに広く利用されると見込まれること等から、統計法第2条第4項第3号の要件のうち、イ及びロに該当すると認められます。

ちょっと長くなりましたが、第3回及び第4回の部会の結果概要及び答申案についての説明は以上でございます。

どういたしましょうか。部会長メモは、少し間を置いたほうがよろしいでしょうか、続けたほうがよろしいでしょうか。

○樋口委員長 続けてお願いします。

○廣松委員 それでは最後に、先ほど部会の結果概要のところでも御説明いたしましたが、部会長メモというのは、統計委員会の議事録には残りますが拘束力はございません。しかし、統計委員会全体に対する問題提起という側面もあると考え、今回、部会長メモを作成したものでございます。

お手元の資料2の参考資料2でございます。大きく3つ作成いたしました。3つというのは、どうも今まで余り前例がないようではありますが、お許しいただければと思います。お手元の資料の順番に沿って読み上げさせていただきます。

「法人土地基本調査の変更及び法人土地と基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）の審議に際して出された意見について

#### 1 行政記録情報の活用について

今回の諮問案件に関しましては、前回の答申（平成19年度）において、行政記録情報（市町村が保有する固定資産課税台帳等）の活用が求められています。

行政記録情報に関する法制度を見ますと、行政機関の個人情報の保護に関する法律第8条第2項第4号は、保有個人情報の利用目的外の利用として、専ら統計作成のための利用に道を開いておりますし、統計法第29条では、他の行政機関に対して、保有する行政記録情報の提供を求めることができるという仕組みを設けております。

また、「公的統計の整備に関する基本計画」において、調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者負担の軽減や統計作成の簡素化・効率化に資することから、行政記録情報を積極的に活用すべきであるとの考え方が示されております。

したがって、一般論としては、統計調査への行政記録情報の活用を検討する際には、これら法律や基本計画を踏まえて考えることとなります。実際、そのような検討により、事業所母集団データベースの整備等の成果も上がってきており、悦ばしいことだと思っております。

しかし、一方で、個々の統計調査に関して具体的に行政記録情報を活用することについて、統計委員会として現実的かつ責任ある結論を導くには、活用を考える行政記録情報の保存状態（たとえば、電子化されているか否かなど）や、その行政記録情報の時点と統計調査の時点の一致・不一致、統計調査とその行政記録情報で用いている概念の整合性といったことについて、十分に吟味したうえで、判断する必要があることは委員の方々と共有できる認識であると考えます。

実際、私が今回を含めこれまでいろいろな案件の部会審議を経験して痛感しましたのは、保有者の協力は保有者のリスクにおいて行われることや紙媒体での保存が一般的であることなどをどのように克服すれば、「行政記録情報の活用」という理念の実現に近づくことができるのかという問題でした。

今回の部会審議を終えて、私としましては

- ① 保有者が「法令の制約や関係者の権利利益を不当に侵害するおそれがある」と判断することが無理からぬ事情がある。
- ② 用語の定義や情報の時点に関し整合性が取れず、本来の統計作成という目的の達成が困難である。
- ③ 行政記録情報の保有状態等から、活用すればかえって非効率となる結果を招く。

などの点を慎重に見極めて、それらの事情があると認められる場合は、少なくとも当面は、部会長として統計作成者に行政記録情報の活用をすべきであると強く求めることは難しいと考えました。実際、今回の諮問案件に関しては、今申し上げましたうち③の事情が強くあり、かつそれは簡単には解決できないものと認めます。

したがって、今回の諮問案件につきましては、行政記録情報（市町村が保有する固定資産課税台帳等）を活用しないことはやむを得ないと判断した次第です。」

少し口頭で補足させていただきますと、これ以外に、基本計画の中で新たな統計を作成する場合、利用可能な行政記録情報があるかどうか事前にチェックすることが求められております。先ほど御紹介いたしました①から③はそれを前提としたものでございますが、ただ、部会でその①から③は「or」か「and」かという御質問がございました。現時点では、とりあえず今回の案件に関しては③の条件が強いということで、それを言ったわけですが、今後、具体的に個別の調査を考えるときには、そこはもう少し詰める必要があるような気はいたします。

いずれにいたしましても、私の個人的な意見でございますが、この点も含めて、行政記録情報の活用については、次期基本計画を作成する段階で何らかの形で取り上げていただければという希望でございます。

とりあえず情報記録情報に関しましては以上でございます、2つ目のメモでございますが、3ページ目以降、「2 中間年におけるフロー調査について」でございます。

「今回の諮問案件は、基幹統計である「法人土地基本統計」を変更して、法人の土地等に係るストック構造の変動と併せ、地域別の土地の取引動向（フロー）を把握する統計に充実しようとする計画であると言えます。そして、新たに加わる事項に関しては、従来から行ってきた一般統計である「企業の土地取得状況等に関する調査」の実績・経験を下敷きにして変更を行うというものです。

この計画の変更の具体的な内容は、両調査の対象名簿（資本金1億円以上の会社法人）を統一し、両調査の調査事項について一括して、すなわち1つの調査票によって報告を求めるというものです。国土交通省の説明によれば、これにより

- ① 土地取引を促進するための施策（税制措置等）の地域別波及効果を検証することが可能となり、その結果を不動産市場の活性化を促進する施策等に活用できる
- ② 土地に関する統計の体系整備に資する
- ③ 対象名簿の整備により、今後、パネルデータの作成及びそれに基づく分析にも資する

ということが期待されます。

部会の審議におきましては、今回の変更については一応の合理性が認められると評価し、妥当と結論付けました。この変更によって、法人が所有する土地及び建物の所有及び利用状況を一体的に把握すること、また土地取引に関するデータを都道府県別に把握することが初めて可能となります。

あわせて、国土交通省からは、これまでフローの状況を毎年把握している「企業の土地取得状況等に関する調査」について、その重要性というものが、これまでも増して高まっていることについても言及がありました。いわく、「土地政策の企画・立案、その効果検証等といった政策目的のための活用の重要性も高まっているように考えられる。」というものです。一方で、委員からも、不動産をめぐる最近の動きは、金融との関連性を強めつつめまぐるしく変化していることから、フローの状況を毎年把握する政策的ニーズがあるとの指摘もありました。

ただし、委員の方々もご存じのとおり、一般統計調査の調査事項と基幹統計調査の調査事項では、その報告について刑罰を持って強制するか否かという法的な意味においても、また心理的な意味においても重さが違います。今回の諮問においては、結果として、一般統計で調査していたものを基幹統計に編入することに

なり、調査対象者の報告者負担は重くなります。国土交通省が利点の②であげている「統計の体系整備」とは、統計の重複等の無駄を極力排除し、報告者に合理的な負担をお願いしつつ、できるだけ情報量が豊富で有用な統計を作っていくことでなければならないということは委員の方々にもご賛同いただけるものと考えます。

私としましては、名簿の統一による統計調査の改善や政策的ニーズについては理解いたしますが、中間年において報告者に更なる負担をお願いすることが可能かどうか、また、調査技術的な面についての検証なくして部会として判断することはできないと考え、また、今回、関連事項ではあるものの諮問事項ではないことも勘案して、今回の部会審議では明確に結論付けないことといたしました。

そして、「中間年におけるフロー調査」の実施については、以上のような考えを踏まえて、承認申請に向けて、調査実施者である国土交通省と審査を担当する総務省との間で、十分な協議・調整を行うことを求めることとしました。

なお、今回の答申案では、前回答申において今後の課題とされたパネルデータの継続的作成等について平成25年度の調査結果を踏まえて、パネルデータの作成及びそれに基づく知見を有する専門家の意見を聞くなど、引き続き努力してもらいたい旨を今後の課題として挙げ、国土交通省の今後の検討を求めていることを申し添えます。」

3つ目のメモでございますが、これは、今の2番目のメモとも関連いたしますが、「報告者負担の軽減について」でございます。

「今回の諮問案件に関しては、行政記録情報の活用と並んで報告者負担の軽減も重要なテーマであると考えました。といいますのは、統計の体系化の理念の下、基幹統計一つと一般統計二つを統合して、土地及び建物の所有というストックに係る事項だけでなく、それらの取引というフローに係る事項も把握しようとする取組に関する審議においては、統計の継続性ととも、報告者負担の軽減という視点を欠くことはできないからです。この点については、本委員会において、竹原委員からご指摘があり、樋口委員長からも検討を要請されました。

従来、報告者負担の軽減については、報告者数や調査事項数の削減といった量的な側面に重点が置かれていたように思います。しかし、今回の審議の過程で、こういった量的な側面に加えて、質的な側面（たとえば、機微にわたる事項に答えることを求められた時に報告者が感じる心理的抵抗、「何に利用されるのかわからない」「結果としてどんな統計になるのかわからない」という疑問を持つことによって生じる片務的な負担感、さらに集計結果が民間ユーザーの利用しやすい形にはなっていないために、答えても無駄だという徒労感）も報告者負担を考える際には看過できないものと考えました。

今回の部会審議においては、報告者負担について総合的に審議・吟味したうえ

で、新たに提供される集計表を、報告者を含めた利用者にとってより利用価値の高いものとする中で、報告者の片務的負担感が軽減されるとともに、利用者が自ら集計を行う負担も減少することが期待できると判断しました。また、統計の利用者でもある報告者から意見を聴取し、その結果を踏まえて、報告者でもある法人の利活用に資するための集計を工夫するよう調査実施者に対して検討を要請しました。これは、集計事項の追加などの成果として表れています。

なお、今回諮問案件については、政策上の必要性から調査事項の増加があるものの、調査票レイアウトの工夫による記入事項の省略等の量的な負担軽減措置が図られており、また、これに加えて、これまでの調査結果を踏まえた工夫（問い合わせ・疑義照会の多かった事項の解消や回答しやすくするための文言の工夫）など、質的な側面について一定の配慮がなされていることを評価しました。

以上のことから、部会長としましては、今回諮問案件については、負担軽減に関してできる限りの取組はなされていると評価しておりますが、調査実施者に対しては、今後、政策上の必要性から調査事項の増加が見込まれることなどから、報告者負担の更なる軽減に資するようにストックとフローの関係性を十分に考慮し、調査設計の段階からよく検討するように要請しました。」

大変長時間で申し訳ございませんが、諮問第46号答申の「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更」に関する部会審議の説明、答申案の説明及び私の部会長メモに関しては以上でございます。

どうもありがとうございました。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

本件の審議は、ある意味でいろいろなところで御苦労があったのではないかと思います。土地と建物、ストックとフロー調査を統合して、一括して1つの調査票で行うというような、それによって整合性がとれる統計体系を考えていくというような課題が課されたものであったと思います。

また、「行政記録情報の活用」ですとか、あるいは「パネル化」、その一方において「報告者負担の軽減」といったものをどう考えていくのか、この点でも今後のこの公的統計の方向性を示すというようなことでも重要な審議をいただいたと思っております。是非皆様からこれに対する御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

竹原委員。

○竹原委員 報告者負担の軽減の部分につきましては、先ほどの部会長のメモにもございましたように、単純な負担軽減ということだけではなく、非常に多岐にわたって、さらにそこからユーザー利便性のところまで含めて御対応いただき、大変ありがたいと思っております。

さらに加えて、2つ目のメモにございました中間年の対応のところも部会長が触れられ

ておられますが、この中間年実施に際しましても、検討の事前の段階から各担当省庁で、やはり報告者負担の観点からきちんと議論、調整をされるようにと記述されていました。この点について、私のほうからも是非よろしくお願い申し上げたいと思います。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、縣委員。

○縣委員 部会長におかれては、これは大変な御苦勞をされて答申そのものもおまとめになり、かつメモをお作りいただいたとあって敬服しております。

行政記録情報の活用については、現状として、このメモに書かれたとおりなのだろうということは了解いたします。他方、計画そのものにも行政記録情報の活用の促進という方針は立っており、委員会としては、例えばこの個別事例の場合に、今後、行政記録情報を活用するに当たって、どこにその進展の契機を見出すかということについて、具体的に何か指摘をするか、あるいはこの個別事例にとらわれず、一般的にどのようにして行政記録情報の活用を促すのかということについては、何らかの見解を示すべきではないかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○樋口委員長 いかがでしょうか。これは、部会長だけではなく皆さんに対する問題の投げかけと受けとめますが。深尾委員。

○深尾委員長代理 国民経済計算においても、税の記録をどう利用するかというのがなかなか難しいということがわかってきたと思うのですけれども、その意味では、統計作成者の問題だけではなくて、ここにも書いてありますが、行政記録情報の例えば利用に関する法令の制約とか保存状態という、統計委員会の外側にまで調整が必要な問題なので、統計委員会として、例えば次の基本計画等でどういうことをしていったら、作成者の外側まで含めてどういう協力体制を作っていったら利用できるようになるかという提案を何か考えていくようなことなのかなど。その意味で個々の、今回の基本計画においていろいろわかってきたので、それを取りまとめて外側までの協力を考えていくということなのかなど思いますが、いかがでしょうか。

○樋口委員長 何かあれば。

○廣松委員 私も基本的に全く同じ意見でございます。そのためにも、恐らく統計委員会というか、あるいは調査実施者も含めて、行政記録情報に関して言い続けるという努力は、やはり当然必要ではないかと思えます。

○樋口委員長 一般的な話としては行政記録の情報の活用といったものをいかに促進していくかということは非常に重要な課題だろうと思います。ただ、やはり具体的な事例に即してこの問題というのは議論される必要もあり、そこにおける制約といったものがいかなるものかということも考慮に入れて具体的な対応といったものが求められるのだろうと思います。そのときに、例えば現行の紙媒体であるとか、そういった制約、そのもとにおいて、今、何ができるのかというような話と、逆に、今度統計整備をしていく上で紙媒体を例えば磁気化していくとかというような、その方向性の整備という両面をやはり考えてい

かなくてはいけないのかなど。制約ですからどうしようもありませんという話では、一向にこのことが改善されていかないのではないかとというようなところもございますので、両方を考慮に入れながら促進というものを検討していくことが必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

これはすぐ結論が出る問題ではなくて、今度の基本計画の検討の中で詳細な議論は詰めていかなければいけないのではないかと思います。その際にまた御議論いただければと思いますが、縣委員、それでよろしいでしょうか。

○縣委員 はい。

○樋口委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。中村委員。

○中村委員 部会長メモのうち、中間年のフロー調査に関することですが、これは部会でも申し上げまして、部会長からも御紹介を既にいただいているところでありますけれども、このフローに関する調査は、これはSNAで法人部門の土地の純購入の推計に使われておりまして、この土地の純購入が資本勘定で最終的に貯蓄投資バランスが、つまり資金ポジションとして超過しているのか、あるいは不足しているのかというところを決めるのに非常に重要な役割を担っております。現在は、これは全国一本のベースで推計をしているわけでありまして、

似たような推計関係にありましたのが持ち家の帰属家賃でありまして、これが前々回の基準改定までは、全国一本の床面積に標準的な家賃を掛けるということで推計しておりまして、それでは大都市圏の家賃に引っ張られて過大推計になるのではないかとという批判があったわけですが、前々回基準改定で、これを47都道府県別に推計するというところで、その問題は解消したという経緯がございます。

今回、基幹統計の一部として統合されることになるフロー統計においては、この情報を47都道府県別に提供するようになるということでありまして、中間年のフロー統計について、これは実施するかどうかはわからないわけでありまして、実施される際には、是非とも地域的な情報が提供できるようなことにしていただけると、推計精度が大変向上すると思いますので、大いに期待するところであります。

○樋口委員長 ありがとうございます。

これは中間年の扱いをどうするかという、これは今後も御検討いただくことになるかと思いますが、そのときに考慮する重要な点として、今、御指摘の点をお願いしたいと思います。

ほかにどうでしょうか。今回は、法人土地基本調査が法人土地・建物基本調査に変更されることに伴いまして、なるべく整合性のある統計体系を考えたときに、一つの統計調査、あるいは一つの調査票でカバーできるようにというような方向性を示したのだらうと思っております。現在も御議論いただいているほかの統計にもこの考え方というのは波及していくかと思っております。それだけ重要な点でございますので、この点も含めて御議論があっ

たらと思いますが、いかがでしょうか。

よろしければ、答申案についてお諮りしたいと思います。「法人基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）」について、本委員会の答申は、資料2の案のとおりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

**○樋口委員長** ありがとうございます。それでは、資料2によって総務大臣に対して答申いたします。

サービス統計・企業統計部会に所属する先生方におかれましては、大変御苦勞いただきましてどうもありがとうございました。

なお、中間年におけるフロー調査については、土地・建物に関する公的統計の体系的整備の視点から、私ども委員会としても強く関心を持って、今後注視していきたいと思っておりますので、扱いについてもよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。審議状況についてでございます。

まず、人口・社会統計部会に付議されております国民生活基礎調査の審議状況につきまして、津谷部会長から御説明をお願いいたします。

**○津谷委員** それでは、御報告いたします。資料3の「人口・社会統計部会の審議状況について（国民生活基礎調査）」を御覧ください。

国民生活基礎調査の変更につきましては、先月の統計委員会で御報告いたしました11月8日の第1回目、11月22日の第2回目に続きまして、12月10日に第3回目の部会を開催いたしました。また、この第3回目の部会までで予定していた論点の審議は全て終了いたしました。お手元の資料3は第2回目と第3回目の部会の結果概要でございます。第2回目の部会の結果概要につきましては、先月の統計委員会において口頭で御報告をしておりますので、割愛させていただきまして、本日は第3回目の部会の結果概要について御報告いたします。

それでは、資料3の5ページを御覧ください。第3回目の部会では、前回の第2回目の部会で検討することとされていた事項、前回答申及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」、いわゆる基本計画において指摘されている事項、そして、前回部会で審議することができなかった個別事項について審議を行いました。

国民生活基礎調査には5種類の調査票、これは世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票がありますが、第2回目の部会で審議できなかった介護票、所得票及び貯蓄票の3種類の調査票における調査事項の変更について審議を行いました。その結果、変更内容が報告者のより正確な記入を図るための設問文の修正やレイアウト等の変更であったことから、委員、専門委員からは特段の意見は出されず、部会として、原案どおりで適当であると判断いたしました。

また、調査事項の変更に伴い新たに作成されたり変更されたりする統計表、これは結果表でございますが、それにつきましても、その内容を審議し、部会として、原案どおりで

適当であると判断いたしました。

以下、部会における主な議論点を紹介させていただきます。

まず、5ページの中ほどの(1)前回部会で検討することとされた事項についてを御覧ください。アからウまでの3点ございます。全て健康票の調査事項に関するものです。

初めに、ア、「傷病名」における選択肢の変更についてでございます。

前回の部会において、「高脂血症」について、コレステロールはLDL、つまり悪玉コレステロールが多い状態だけでなく、HDL、善玉コレステロールが少ない状態にも問題があることから、近年、医療機関では「脂質異常症」といった疾患名が一般的になってきていること等を踏まえ「脂質異常症」に変更したほうがよいのではないかという御意見があり、厚生労働省に検討をお願いいたしました。その結果、厚生労働省から、「高脂血症（高コレステロール血症等）」の選択肢を「脂質異常症（高コレステロール血症等）」と変更するとの回答がなされ、部会として適当と判断いたしました。

次に、イの「飲酒の状況」における選択肢の変更及び追加についてです。

前回の部会において、「やめた（1年以上やめている）」について、疫学、公衆衛生学では「1年以上やめている」といったように期間を区切ることはなく、やめた場合は「やめた」として取り扱っているといった意見が出されました。同様に、選択肢の「ほとんど飲まない（飲めない）」についても「ほとんど」を削除して「飲まない（飲めない）」にするのがよいのではないかとの意見がありました。このため、厚生労働省に検討をお願いいたしました。その結果、厚生労働省から「やめた（1年以上やめている）」及び「ほとんど飲まない（飲めない）」について、「やめた」と「飲まない（飲めない）」にそれぞれ変更することとし、また、この変更では飲酒頻度が「月1日～3日以上」と全く「飲まない（飲めない）」との間の報告者が選択する選択肢がないため、「ほとんど飲まない」を選択肢として追加するとの回答がなされ、部会として、適当と判断をいたしました。

続いて、ウの「日ごろの健康のために実行している事柄」における選択肢の追加についてです。

前回の部会において、ストレスの解消が健康のための1つの重要な対処法であり、心の健康の重要性を鑑みると、「ストレスをためないようにしている」といった選択肢を追加したほうがよいのではないかという意見があり、厚生労働省に検討をお願いいたしました。その結果、厚生労働省から「ストレスをためないようにしている」という選択肢を「その他」という選択肢の前に設けることとし、今後、この追加による新たな時系列の形成を見ていくこととするとの回答がなされました。部会として、これを適当と判断いたしました。

ただ、この関係では、委員の一部から、「ストレスをためないようにしている」という選択肢は、ほかの選択肢と内容的に水準が異なっているとして、選択肢への追加を疑問視する意見も出されました。

次は(2)前回答申及び基本計画において指摘されている事項についてです。資料3、6ページの中ほどでございます。ここでは、第1回の部会審議において、私から厚生労働

省に対し整理や作成をお願いし、この第3回目の部会に提出していただきました資料に基づいて審議を行いました。その結果、部会として、本調査の次々回の大規模調査、これは平成28年調査でございますが、その調査において対応することとなるなど、やむを得ないものもございますけれども、対応状況についてはおおむね妥当であると判断いたしました。

まず、アの国勢調査と国民生活基礎調査との比較についてです。

審議に当たって、厚生労働省から、国勢調査と国民生活基礎調査について、都道府県別、年齢別の単独世帯、単独世帯以外の世帯を比較した資料が提出されました。

1つ目の丸でございますが、若年者世帯の実態を把握することの難しさは、この国民生活基礎調査に限らず、全ての調査に共通する問題であり、国勢調査との比較で国民生活基礎調査での若年世帯のカバレッジが低い点については、国勢調査との調査方法等の違いなども考慮に入れつつ、社会調査全体の問題として考える必要があるのではないかと意見が出されました。

次に、2つ目の丸を御覧ください。この後の非標本誤差の推計の事項とも関連いたしますが、集計値の補正については、時系列的な問題も絡んでくるため慎重に行う必要があるのではないかと。その一方で、ある程度の補正をせざるを得ない部分があるとすれば、当該補正に関する情報を統計利用者に提供していくことが必要ではないかと意見がありました。

次は、イの調査票回収率の向上策についてです。

審議に当たって厚生労働省から、国民生活基礎調査において、平成19年から23年までに行った調査の回収率の向上に向けた取組と調査票別の回収率の推移を整理した資料が提出されました。

1つ目と2つ目の丸でございますが、所得票の回収率が向上したことは、調査方法の他計方式から自計方式への変更や調査票のレイアウト等の工夫、地方公共団体の職員がマンション管理人等に協力依頼文を配布するといったようなさまざまな取組の成果であると評価する意見がありました。

また、3つ目の丸ですけれども、調査票回収率の向上策については、これといった有効な対策がなかなかなく、調査環境が悪化している中で、所得票の回収率向上を実現させたことは評価でき、引き続き新しい向上策等の検討に努めていただきたいとの意見が出されました。

次は、ウの非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論についてです。7ページの中ほどでございます。

審議に当たって厚生労働省から、前回答申の今後の課題に対応するために設置した研究会において、世帯票情報を用いた傾向スコアによる総所得の推定に関する検討が行われ、その検討結果を整理した資料が提出されました。また、これに関して、先月の本委員会における部会報告の際に、傾向スコアなどの理論による補正結果の取り扱いなどに関する御発言もあったところでございます。

1つ目の丸ですが、傾向スコアにより補正した集計値については、一定の有効性は確認できたものの、母子世帯、父子世帯などの母数が小さい層については問題が見られるため、政府統計として採用することは時期尚早であるものの、現在も補正方法に関する研究が続けられており、将来的には採用が検討されることを期待したいとの意見がありました。

また、2つ目の丸ですけれども、傾向スコアによる所得額の推計を試みたところ、所得が低目の傾向が見られたが、その程度から見て、傾向スコアにより補正しない数値には見過ごせないバイアスがあるということかといった意見に対し、厚生労働省から、研究会では12通りの手法により補正值を推計したところ、推計した補正值については、公表値よりも低い値が多かったことから低目の傾向が見られるという報告をしたけれども、補正值に有意な差はなく、現行の公表値を補正しなければならないほどの見過ごせないバイアスがあるというものではないとの御説明がありました。

続いて3つ目の丸ですが、現時点では補正した集計値を政府の公的統計として利用することは難しいと判断するが、非標本誤差を推計し、集計値を補正する理論の研究を今後も行ふことは大変重要であるとの意見が出され、部会としてもそのように判断をいたしました。

次は、エの調査方法の見直しや平成23年に実施を予定していた試験調査についてでございます。7ページの一冊下のところでは。

審議に当たり、平成23年の試験調査の内容や当該試験調査を踏まえて検証しようとしていた事項などについて整理した資料が厚生労働省より提出されました。平成23年に計画していた試験調査は、厳しい財政事情により実施が見送られましたが、その計画内容は、前回答申や基本計画で指摘されている事柄に対応するという観点から、報告者等の負担軽減や回収率向上を目的として、調査事項の大幅な削減、保健所及び福祉事務所といった二元的な調査ルートの一元化、郵送調査の導入、コールセンターの設置などかなり踏み込んだものでした。このため、部会として、このような厚生労働省の取組を評価するとともに、本調査の次々回の大規模調査、これは平成28年調査でございますが、それに向け、平成26年に改めて試験調査を実施することを計画しているとのことですので、その実施により、必要な検証が十分に行われることが望まれると整理をいたしました。

次は、(3)の個別事項についてです。8ページの中ほどでございます。ここでは、前回部会で審議することができなかった個別事項について審議を行いました。介護票、所得票及び貯蓄票の調査事項の変更については、冒頭、部会として、原案どおりで適当であると判断した旨の御報告をしたところでございます。

まず、アの調査事項の削減についてです。

今回、調査事項の削減として、健康票における2つの調査事項の削減が計画されております。そのうち、「5月中の病気やけが、予防で支払った費用」の削除について、削除することについては異論ないが、医療費については、基本計画の策定時に、関係統計の体系的整備等が議論されているところであり、中長期的に何らかの形で医療費に関する情報を

得ることを考えていくことが望ましいとの意見がありました。

次に、イの調査方法の変更についてです。

これは、健康票の回収方法について、現行の調査員が調査対象世帯から封筒に密封された調査票を回収する方式である密封方式から、調査員が調査対象世帯から健康票を回収する際に内容確認が可能となるよう、封筒に密封しない方式である非密封方式に変更することについて審議を行いました。

1つ目の丸ですが、健康票には、精神疾患や不妊症等に係る設問など、プライバシー性の高い調査事項もあり、調査員に内容を全て見られるということになると、調査拒否の増加や回収率の低下、調査員の実査負担の増加等につながることを懸念されるため、一律に非密封方式とするのではなく、希望者には封筒を配り密封方式により回収することを可能とするなどの対応について検討をしていただきたいとの意見がありました。これに対して厚生労働省から、所得票において、密封でなければ提出しないという世帯については封筒を配布し、密封回収をしており、健康票についても同様の対応をとることを考えているとの説明がありました。

2つ目の丸ですが、健康票の回収方法については、高齢者の未記入による不詳が多くなってきていること等を勘案し、調査結果の精度確保の観点から、非密封方式を基本方針とするものの、調査事項の中に報告者にとってセンシティブな事項も含まれていることを踏まえて、密封方式での回収も可能とするなど、臨機応変かつ柔軟な対応とするのが適当ではないかとの意見が出され、部会としても、そのように判断いたしました。

今後は、来年1月10日に開催予定の第4回目の部会において答申案を取りまとめる予定としております。

以上が国民生活基礎調査の変更に係る第3回目の人口・社会統計部会の審議結果の概要でございます。

**○樋口委員長** ありがとうございます。

この件につきましては、引き続きその部会で御議論いただくことになっておりますが、この時点で何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

これも先ほどの廣松先生のメモと関連するのですが、同一の個人が何段階に分かれて質問票を受け取っていくという方式になっているわけですね。1つ答えると、また次が来て、またその後来るというようなかなり何段階にというような、1つの調査票でという話が片方ございましたが、そういったことについては、基本的なところだと思うのですが、何か御検討いただいたのでしょうか。

**○津谷委員** もし、私のお答えで十分でなければ厚生労働省からも補足説明をしていただきたいと思うのですが、基本的に、この調査には5つの調査票がございまして、その中には、世帯票に答えることにより次の調査票が配布されるものもあります。ですので、全ての世帯ではございませんけれども、やはり重複で回答を要請されるというケースが出てくるということについては、そのとおりでございます。

ただ、これについては試験調査を今後行った後に改めて検討したいということでございますけれども、これらを同時に実施するとなると、大幅に調査事項を削減しないと恐らく難しいであろうということが考えられます。ですので、回答者負担の軽減ということについて考えるということは当然でございますけれども、この調査自体に相当大幅な見直しが必要になる問題でございますので、やはり今、この段階で判断をすることは難しいと思われま

す。今後は計画されている試験調査を待ちたい、そして今度こそ是非実施していただきたい。前回の試験調査は財政的な事情で実施されませんでしたけれども、今回の試験調査は、先ほど御説明したようなことを目的に相当踏み込んだ調査をする計画になっておりますので、財政が許すことを願い、この試験調査の結果を期待して待ちたいと考えております。

厚生労働省で何かございますでしょうか。

**○樋口委員長** 何段階かについて同じ人が回答するわけですから、本来、クロス表であるとかというものを作成するときに、1回目の例えば世帯票と健康票、あるいはそれと所得票とかがクロスして分析、集計されていくということがあるとその意味ははっきりしてくると思うんですね。必ずしもそうではなくて、2回目だったら、健康票だけを使っての分析とか、所得票だけを使っての分析となっていると、それが関連しているところがどうも明確に見えてこないのかなというところがありますので、そこら辺も御検討いただければと思います。

**○津谷委員** わかりました。結果表などについても、やはりデータのリンケージを図って、クロス集計および結果表についても工夫をしたいと思います。

どうぞ。

**○上田厚生労働省人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長** 樋口先生のおっしゃった件でございますけれども、私どもは、健康票と、それから、例えば所得票のクロスは見ておりますし、世帯票と所得票も当然クロスさせております。クロスできておりませんのは、介護票と所得票が、残念ながらクロスができていないと。これは、統計審議会で介護票を平成13年から実施し始めた際に、介護票を所得票と重ねてしまうと余りにも記入者負担が大きいのので、そこはクロスさせてはならないというような御意見があってクロスさせていませんので、調査票上は同じ世帯がやっていませんから、そこは当然クロスしていないと。ただ、同じ世帯がやっているものについては、当然クロス表は作っております。

以上でございます。

**○樋口委員長** わかりました。

よろしいですか。それでは、引き続き御審議いただきたいと思っております。よろしくお願

いいたします。それでは、続きまして人口・社会統計部会の住宅・土地統計調査について、これも審議過程でございますが、御報告をお願いいたします。

**○津谷委員** それでは、御報告をいたします。資料4の「人口・社会統計部会の審議状況

について（住宅・土地統計調査）」を御覧ください。

住宅・土地統計調査の変更につきましては、先月11月28日の統計委員会において諮問され、その後、12月3日に第1回目、12月14日に第2回目の部会を開催いたしました。お手元の資料4は、第1回目の部会についてのものがございます。第2回目の部会の審議状況の資料については、次回の統計委員会に提出いたしますが、本日は、第2回目の部会の審議結果の概要についても口頭で御報告をいたします。

それでは、まず、第1回目の部会について御報告をいたします。

第1回の部会では、平成19年12月の前回答申において、今後の課題として示された事項や公的統計の整備に関する基本的な計画、つまり基本計画で示された事項への対応状況について審議を行いました。諮問の際に樋口委員長から、前回答申における今後の課題などについてしっかり審議をお願いしたい旨の御発言もありましたことを踏まえ、審議に臨ませていただきました。

まず、(2)の前回答申における「今後の課題」への対応状況についてです。

今後の課題としては3点の事項が示されております。1つ目は、住宅に関する施策において、どのような質を確保すべきかに留意しつつ、施策の立案者等との間で十分な検討を行う必要があること。2つ目は、世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することについて検討を行う必要があること。3つ目は、国土交通省が一般統計調査として実施している住生活総合調査との関係を整理し、統合すること等の是非等を検討する必要があることです。これらについてそれぞれ検討を行うことが求められているものです。

それでは、審議結果の概要について御説明いたします。

まず、1点目のア、住宅に関し「質」の確保に留意した調査事項の見直しについてです。

1つ目の丸を御覧ください。住宅の「質」について、例えば、良質なストックを形成するための「耐久性」といったことであれば、物理的な面、機能的な面あるいは文化的な面からの検討が考えられるが、今回の調査事項の見直しに当たっては、どのような観点から検討が行われたのかという質問がありました。これに対し、調査実施者である総務省統計局から、各府省や地方公共団体から寄せられた調査事項に係る要望を整理し、それらについて有識者等をメンバーとする住宅・土地統計調査に関する研究会において検討をしたとの説明がありました。具体的には、住戸・世帯を対象に調査票を配布した場合、客観的に事実を的確に把握することが可能かどうか、住生活基本計画において掲げられている目標に則しているかどうかといった観点から調査事項の検討を進め、その結果、住宅の「質」については、現状において可能な限りの把握をしており、平成25年調査も既存の調査事項のまま引き続き把握することが適当との結論に至ったとの説明がありました。

また、2つ目の丸を御覧ください。調査実施者が住宅の「質」の考え方を厳密に規定し、これを調査対象である世帯や個人に示しても十分に理解してもらうことは難しいのではないかと意見がありました。また、今回の調査事項については、研究会において、調査実施者のほか、政策担当部局、実査を担う地方公共団体も参加し、検討をした結果とのこと

であり、十分に検討した結果であると評価してもよいのではないかとの意見がありました。

このような審議を踏まえ、部会としては、今回調査において、住宅の「質」に関する調査事項については十分な検討を行ってきたものであり、その結果としては、新たに調査事項の追加を行わなかったものの、現行可能な限りの「質」に関する調査事項を取り入れており、これを今回も調査するということですので、課題への対応は行われることとして了解することにいたしました。

次に、イの世帯の収入構造等に関する調査事項の追加についてです。

1つ目の調査を御覧ください。負債まで含めた世帯における収入構造を把握できれば理想的ですが、平成20年に国土交通省が住生活総合調査、これは一般統計調査として実施している調査でございますが、その調査において新規の調査事項として貯蓄残高等を追加して実施したところ、かなり強い忌避感を招くということが明らかとなりました。このような結果を勘案すると、平成25年住宅・土地統計調査において、世帯の経済面に関する調査事項を追加することは難しいのではないかという意見がありました。

また、2つ目の丸ですが、世帯の収入構造等の把握について、これまで何回も議論をしても、結果的に実現しないのであれば、そもそも住宅・土地統計調査においては把握する必要性が乏しい事項ということではないかとの意見もありました。

このような審議を踏まえ、部会としては、今回調査において新規に世帯の収入構造、各世帯員別の所得といった調査事項について、これまで検討を行ってきた結果、新たに調査事項の追加は行わないものの、これは世帯の忌避感が増大すること、既に世帯全体の収入に関する事項は本調査において把握していること、収入の構造に関する調査事項はほかの統計調査において一定程度把握していることなどを踏まえた結果であるため、課題への対応は図られていることとし、了解することといたしました。

続きまして、ウの本調査と住生活総合調査との統合の是非についてでございます。

1つ目の丸を御覧ください。本調査の実施に当たり、住生活総合調査との統合や同時実施を行わないという対応案は、さまざまな観点からの検討や議論を尽くした結果であり、妥当ではないか。また、両調査は別個に実施するものの、住宅・土地統計調査の2カ月後に実施される住生活総合調査の調査対象に対して、実査面における各種の工夫により負担感の軽減を図ることとしている点も評価できるのではないかといった意見がありました。

なお、実査面における各種の工夫の内容については、3ページの中ほどの注のところ整理いたしておりますが、本調査を実施する際に、住生活総合調査に関する事前周知などの対応を行うこととございます。

また、3つ目の丸ですが、両調査を統合して実施することの主な目的が、本調査により把握される客観的事実に関する事項と住生活総合調査により把握される意識に関する事項とのクロス集計であるとするならば、それについては、平成20年から両調査の結果のデータリンクにより既に実現しており、実質的な対応は既に図られているものと考えられるため、現在の対応案でよいのではないかとの意見がありました。

このような審議を踏まえ、両調査の統合等を行わないとする対応案については、1、本調査と住生活総合調査との関係について、両調査の統合に係る検討のほか、試験調査を通じて両調査の同時実施の可能性も検討したものの、調査事項の削減の余地、地方公共団体における実査負担、結果精度への影響等などの問題から、いずれも困難であること、2、平成25年調査では、後続の住生活総合調査の実施を踏まえ報告者の負担感を軽減するための措置が講じられていること等を勘案し、部会としては了解することといたしました。

次に、(3)基本計画における課題への対応状況についてです。

基本計画で示された事項は、住宅・土地に関する統計体制について、1、住宅・土地統計調査と国勢調査との関係やあり方の見直し、2、住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、3、住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者世帯の収入構造等の把握などの観点から踏まえ検討するというものであります。このうち2の住生活総合調査との統合の是非及び3の世帯の収入構造等の把握については、先ほどの前回答申の今後の課題への対応状況の御報告と重複いたしますので割愛させていただきます。残る1、国勢調査との関係やあり方の見直しについてでございますが、これについては、現在の対応案でよいのではないかと、また、今後も国勢調査と住宅・土地統計調査のリンケージがより一層緊密になるように努力をしてほしいとの意見がありました。

このような審議を踏まえ、「国勢調査との関係や在り方の見直し」については、住宅・土地統計調査の結果と国勢調査の結果との整合がとりやすくなるよう、集計表上、「夫婦と子供から成る世帯」につき、その内訳として「夫婦のいずれかが家計主」及び「子供が家計主」という集計区分を追加するなどの集計上の工夫を図るとの対応案で部会としては了解することといたしました。

第1回目の部会の審議の概要については以上のとおりでございます。

続きまして、第2回目の部会について、資料は御用意しておりませんが、審議の概要について主なものを口頭で御報告いたします。

第2回目の部会では、個別の調査事項の追加や変更等について審議を行いました。後ほど触れますが、「東日本大震災による転居」の設問以外は、部会において了承されました。

まず、「世帯の家計を主に支える人の片道の通勤時間」の選択肢の統合についてでございます。「1時間～1時間15分未満」と「1時間15分～1時間30分未満」を統合して「1時間～1時間30分未満」とする。また、「1時間30分～1時間45分未満」と「1時間45分～2時間未満」を統合して「1時間30分～2時間未満」とするというこの変更でございます。これについて、一番長い片道の通勤時間の選択肢であるところの「2時間以上」の回答の出現率が極めて低い、これは前回調査では0.8%でございます。そのことから、「1時間30分～2時間未満」の選択肢と統合して、一番長い通勤時間の選択肢を「1時間30分以上」にすることも検討してはどうかとの問題提起がありましたが、「2時間以上」の回答の出現率の時系列のトレンドを確認したところ、低下している状況がある、これは平成15年調査では1.4%、前回の20年調査では0.8%でございますが、世帯の都心回帰の状況も

うかがわれるようでもあり、「2時間以上」というものは切り分けておくという原案どおりで、部会として了承をいたしました。

次に、「子の住んでいる場所」の設問についてでございます。前回の平成20年調査では、別世帯となっている子の住んでいる場所の設問として尋ねておりましたが、本設問が「別世帯となっている子がいるか否か」ではなく「子が近くに住んでいるか否か」、つまり近居を明らかにすることで、高齢単身世帯等とその支援世帯がお互いに交流・援助しながら生活する環境の整備の実態などを把握しようとするものでありましたので、前回調査では、これが不詳率の最も高い項目、これは20.1%であったことから、報告者である世帯が、より理解しやすい形の設問や選択肢となるよう見直しを行ったものでございます。

この設問の変更については了承されましたが、本調査が住戸を対象としており、同一住戸でも家計が別となっている2つの世帯があった場合、調査票を2枚配布することになり、また、見かけは1住戸でも、玄関が2つあり、建物が完全に分離されている場合などは2住戸となりますので、調査員の指導の徹底を図るなどして紛れが生じないようにすることが必要ではないかといったような意見が出されました。

次に、「東日本大震災による転居」の設問についてです。この設問は今回新たに追加されたものですが、東日本大震災による転居をしたか、しなかったか、さらに、転居をした場合、その理由を「住宅に住めなくなった」または「その他」の2つの選択肢から選んでもらうものでございます。転居した場合の理由について、「住宅に住めなくなった」以外の「その他」をもう少し細かく把握できればよいのではないかとの意見がありました。これについて調査実施者より、都道府県や市町村単位での転居を考えた場合の回答の出現率や報告の容易性を考慮して、「住宅に住めなくなった」とそれ以外の内訳を全て「その他」として整理しているものであるとの御回答がありまして、選択肢について、部会として原案どおりで了承いたしました。

ただし、転居の理由について、「住宅に住めなくなった」または「その他」からどちらか1つを選択してほしいのであれば、報告者にとって紛れのないように、「転居の理由は何ですか」とされているものを、「転居の主な理由は何ですか」と修正し、また、1つのみを選択する旨を注記することが考えられるのではないかといったような意見が出され、調査実施者に対し検討をお願いしたところです。

今後は、来年1月8日に開催予定の第3回目の部会において引き続き審議を行い、1月28日に開催予定の第4回目の部会において答申案を取りまとめる予定としております。

以上が住宅・土地統計調査の変更に係る第1回目及び第2回目の人口・社会統計部会の審議結果の概要でございます。

**○樋口委員長** ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告について御質問等がございましたらお願いいたします。

これも、同じ世帯に対して、あるいは同じ個人に対して1回調査した、そしてまた、その後、2回目が2カ月後に来ると。10分の1の抽出ということでしょうかという負担です

ね。その問題が今まで提起されてきたわけですが、ここで注に書いてあるような工夫によって、3ページに書いてある注ですか、これによって負担感が軽減されるとなっているのですが、これは、また2カ月後に来ますよと事前に周知すると。そのほか、②、③もあるのでしょうか、②は今までもやっていることですね。③は、両調査の調査員を共通に、同じ人が行きますよということで負担感が軽減されるというのですが、どうなのでしょう。やはり質問項目を減らして1回で、10分の1についてはロングクエスチョネアを作り、片方でショートクエスチョネアを作ったほうが、それは負担感は小さいのではないかと思います。

○津谷委員 もし私の回答で間違っていたら総務省統計局の担当者に御回答いただきたいと思うのですが、委員長がおっしゃっている負担感の軽減には2つあると思います。一つは、報告者の負担の軽減、もう一つは実査担当者、市町村の調査員を中心とした実査の担当部局、担当調査員の負担の軽減。後者の同一の調査員に実査を行っていただくというのは、これは負担の軽減だけではなく、調査員が記入する項目などもあり、それに調査員が慣れてきますので、よりきちんとした、より一貫した正確な記入がなされるという面からも適切であると考えます。ただ、10分の1の住戸を対象としたものであるけれども、まず住宅・土地統計調査が実施されて、その2カ月後に住生活基本調査が実施されるということですが、これは、前者のこの住宅・土地統計調査は、基本的に客観的な世帯の住宅・土地に関する調査でございます。一方、後者の住生活基本調査では意識に関する調査事項が主になっております。これについて試験調査が実施されており、この試験調査によると、回答率が落ちたり、非常に負担感が大きかったという報告がございました。ですので、非常にたくさんの調査事項が両調査で重複してありましたら、調査事項を大幅に削って、特に後で実施される調査の報告者の負担を軽減するということが実現できるのかと思うのですが、これについては、現段階ではちょっと難しいのではないかという意見でございました。

もし何か御発言がございましたら、統計局お願いいたします。

○樋口委員長 どうぞ。

○岩佐総務省統計局国勢統計課長 今回の津谷先生の発言で結構でございます。

○樋口委員長 では、よろしいですか。

○岩佐総務省統計局国勢統計課長 はい。

○樋口委員長 これは、片方は国土交通省ですよ。住生活総合調査のほうは。それで、前の住宅・土地統計調査が総務省。

○岩佐総務省統計局国勢統計課長 住宅・土地統計調査は総務省でございまして、住生活総合調査は国土交通省でございます。

○樋口委員長 そうですね。

例えば、質問項目を1つに合わせたとき回答率が落ちたということですが、それは、クエスチョネアを単に足し合わせて1つにしたのですか、それとも質問項目を減らして、そ

の上で回答率が落ちたという話なのでしょうか。

○津谷委員 もし私の記憶が正しいとすれば、この2つの調査の前回の調査票を見せていただいた結果、重複している部分が余りないなという印象でしたが、試験調査について、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○岩佐総務省統計局国勢統計課長 津谷先生がおっしゃっているように、住宅・土地統計調査は調査事項が客観的なものですが、住生活総合調査は、国土交通省さんから説明があるかもしれませんが、意識に関する調査事項が多く、問を削減することも難しいというお話でございました。

それで、試験調査は、それぞれの調査を同時に実施する場合、それから別々に実施する場合ということで実施させていただきまして、住宅調査と住生活総合調査を同時に実施した場合、回収率が低下するという結論、それから、地方公共団体において実際に調査を実施しておりますので、同時に実施した場合、東京都さんにも実施していただきましたけれども、地方の負担が増大するというので、なかなか難しいというような御意見をいただいて、こういった結論になってございます。

○樋口委員長 これは、意識調査も一部にあるということですよ。住生活総合調査。主たるものは客観的事実について聞いて、付随的に意識調査が入っているということですよ。

○岩佐総務省統計局国勢統計課長 意識調査も含まれた調査であります。

○樋口委員長 でないと、公的統計としての扱いの問題になってきますから。はい、わかりました。

ほかにどうでしょうか。まさに負担感をどう縮小していくかというようなことで、今回これでいくということで今回はいいと思いますが、今後も、これでもう負担感は軽減されたのだとされていいのかどうというのは、部会のほうで御審議いただきたいと思います。

○津谷委員 今回のこの審議のうちにとということでもございましょうか、そうではなくて、次回の調査の審議の際にとということでしょうか。

○樋口委員長 答申なさるときに。

○津谷委員 はい、わかりました。

○樋口委員長 それを全部落としてしまうということになると、それで解決しましたという話になると思うのですね。

○津谷委員 これを答申に加えて、今後も負担削減の努力を続けていくべきであるということをお話し合っていて、残すべきであるという委員長からの御指示ですか。

○樋口委員長 それを残すかどうかを御検討いただきたいということです。

○津谷委員 わかりました。

○樋口委員長 それでは、次の議題に行きますが、引き続き御審議のほど、大変だと思っておりますがよろしくお願いたします。

それでは、次が漁業センサス変更等の審議状況につきまして、これは産業統計部会に付議されておりますので、西郷部会長からお願いいたします。

○西郷委員 それでは、資料5に基づきまして、産業統計部会の審議状況について報告させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目のところですが、第31回産業統計部会結果概要」とございます。第31回産業統計部会は、平成24年12月5日の10時に開催されました。議題は、今、御案内があったとおり、漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称変更）についてということです。

まず、概要の最初のところに部会全体の大まかな流れというものが書いてございます。本日の委員会の冒頭で御説明がありましたとおり、急遽、北村委員と中村委員とにこの部会に加わっていただくことになりまして、お二人の委員の方には、急なお願いであるにもかかわらず、御快諾いただきましてありがとうございました。

その後、審査メモに基づきまして調査事項の変更等にかかわる論点について審議を行いました。まずは、事務局である政策統括官室から変更等の概要及び論点を御説明いただいて、続いて、調査実施者である農林水産省が補足説明を行うという順序でまいりました。その後、個別の審議を行うということです。

12月5日の結果に関しましては、調査事項の変更について、一部のものを除き、部会としては適当であるというような判断が下されました。また、今回、従来3種類の調査票を経営のあり方によって配り分けるというようなことをしていたのですが、それが3つ統合されまして、すなわち、会社用、漁業協同組合・漁業生産組合用及び共同経営用を団体経営体用と統合したということ、それからまた、調査時期の変更ということも、従来、11月1日に行われていたものを、2カ月ほど後ろにして、1月1日現在で実施すると変更いたしました。それについても、適当と判断されました。

この結果概要では主な論点しか上げていないのですが、実際には、OCR票を導入するというので、相当細かい調査票のレイアウト等については資料がございまして、その日のうちには全部の審議事項を終えることはできませんでしたので、審査メモのうち未審議の事項となったものについては、おととい行われた部会で審議を行うということにされました。

あとは個別の論点ということですが、調査票のレイアウトにかかわるようなかなり細かいことまで書いてありますので、適宜、要約して報告をさせていただきます。

まず、最初のアの①ということですが、これは、調査票がない状態で御覧いただいてもよくわからないかもしれませんが、従来、「漁船非使用」という項目がなかったのですが、これがないと、無回答なのか、本当に使っていないのかというのが区別できないというような欠点が従来の調査票にはあったので、それを追加した。ただし、案ですと、せっかく「非使用」というものを入れたのに、それがうまく生かせないようなレイアウトになっていたのが、それが正しく誘導されるように検討するというのが、①の内容でございます。

次に、アの②に関しましては、従来、過去1年間に自家漁業で行った全ての漁業種類及

び最大販売金額と第2位の販売金額をとることになっていたのですけれども、その「第2位」というものを、今回OCR化に伴ってやめるとというのが原案の内容でした。総量的、全体の量に占める観念で言うと、2つしかやっていないという場合には、全体から引き算すれば、最大値が書いてあればぱっと残りがわかるわけですけれども、3種類以上やっている経営体というのは、全体に占める割合からすると少ないので、今回は1位しかとらないというのが実施者側の説明がございました。しかし、政策目的によっては、第1位と第2位の組み合わせに光が当たるといようなこともあり得るといった意見が委員のほうから出されまして、これは、指摘の内容を踏まえておととい再度検討いたしました。

今度は2ページ目のイの①のところですが、「共同経営について」ということで、これは主に東日本大震災にかかわる部分ということになりますけれども、本来であれば個人で漁業経営を行っていた、あるいは行いたいと思っているのだけれども、被災したのでそれがままならず、共同経営でやらざるを得ないといった経営体が結構多いのではないかと。そういう部分がうまく把握できるように準備をしてほしいという意見が出されまして、それに関しては、全国漁業協同組合連合会（全漁連）あるいはNPO法人等である水産業・漁村活性化推進機構を窓口として実施されているような補助事業があるので、そういうものを活用して名簿の整備というものを十全に図りたいという御回答がありました。

3ページ目の、今度はイの②になります。「直接行った漁業の従事者」、これもここだけ切り取ってくるとちょっとわかりにくいかもしれませんが。従来、3つの経営形態に合わせて調査票を作っていたのですけれども、それを1つに統合するというところから、あえてこの「直接行った漁業の従事者」という文言が入りました。ところが、この「直接行った」というのが何を意味するのかというのがよくわからないということだったので、これは指摘の点を踏まえて、次回の部会で報告するという形になりました。

今度は、3ページ目のウのところですが、ここは、先ほどのOCRへの対応ということで、従来、参加漁業経営体数というものを実数、つまり幾つ、幾つと書く形で捉えておったのですが、それを階級ですか、ちょっと正確な数は忘れましたが、例えばゼロから9、10から20というふうに階級で答えて、なおかつ、最上位の階層を「300経営体以上」と一種のトップコーディングのような形で聞く方式に変えるというのが原案でございました。これに関しては、そもそも実数で捉えるべきものなのではないかということと、実数で書いていただいたほうが、むしろ書くほうにとっても楽なのではないかというような意見も出されまして、御指摘の点を踏まえて、農林水産省さんのほうで次回の報告までに検討していただくことになりました。

エの論点です。こちらは内水面、海面に対して内水面ですから淡水で行われる漁業に関してなのですけれども、調査票の誘導の仕方が、養殖をやっていない人はこちらに行つてと言ってから、また養殖に聞くような印象を与えるようなレイアウトになっていたのです、それを変更するよというよな要望が出されて、これも次回検討するよなこ

とになりました。

4 ページ目に行っていただきまして、最後にHACCPの、「ハサップ」と読んだり、「ハシップ」と読んだりするそうなのですが、このHACCPというのは、製品の製造工程の管理に関して衛生の面から認証を与えるようなものであります。その認証ですね。それについて質問項目があったのですが、このHACCPの認証の仕方というのが、一元的に管理されているわけではなくて、どうもいろいろな取り方があるということで、そのいろいろな取り方に合致するように調査票のレイアウトを変えてほしいというような要望がございました。

以上が31回の産業統計部会の結果の概要についての報告です。

次回と書いてありますが、おとといそれが行われましたが、結果概要の内容について、まだ確認等が済んでおりませんので、今日はここまでの報告とさせていただきます。

**○樋口委員長** ありがとうございます。

ただいまの御報告について、質問いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、西郷部会長を初め、産業統計部会の皆様におかれましては、引き続き御審議のほどよろしくお願いいたします。

もう一つ、匿名データ部会に付議されています国勢調査の匿名データ化につきまして、本日は椿部会長が御欠席ですので、部会長代理であります津谷委員から説明をお願いいたします。

**○津谷委員** 本来であれば椿部会長から御報告するところではございますが、先ほど委員長からも御紹介ございましたように、部会長が所用のために御欠席でございますので、代わって私から報告をさせていただきます。

12月7日に第11回匿名データ部会を開催し、引き続き国勢調査に係る匿名データの作成について審議を行いました。その審議状況を御報告いたします。

資料6を御覧ください。部会は、まず、事務局から前回の部会審議等を踏まえて修正した論点について説明があり、その後、論点の項目ごとに、諮問者である総務省統計局から論点への回答について説明を受けながら審議を行いました。各委員からの主な意見は次のとおりでございます。

まず、「ア 作成に使用するデータについて」、これは1ページでございます。

これについて、計画では、調査票に記入された内容を数値や符合に置きかえた全数データの電磁的記録を用いることとなっております。これについては、特段の異論もないことから、適当と判断いたしました。

次に、「イ 地域区分について」でございます。

今回、地域区分を「都道府県」及び「人口50万以上の市区」とする計画となっております。地域区分の提供に対するニーズは非常に高いと考えられますので、これについても適当と判断いたしました。

次に、「ウ サンプリングの方法等について」でございます。

今回の審議では、1%サンプリングによる集計表と公表統計との差異がわかるように、主要な項目の分布を示していただきながら審議が行われました。まず、サンプリングの方法自体に関して、「サンプリングの方法には異論はないが、検証に用いている地域の選択の理由を聞きたい」という意見がありました。これに対して、「国勢調査はデータの量が多く、全ての地域のデータを示すことが困難であることから、都市や郊外等の多様な地域特性を持つものと考えられる地域を選んで検証対象として示したものであり、検証に当たっては、この地域以外の地域も用いている」という回答がありました。

また、前回、「一般世帯」と「施設等の世帯」で抽出単位が異なっていたことから議論になったウエイトの付与の可能性について、「抽出単位が異なることによる影響はどの程度か」という意見がありました。これに対して、「抽出方法上、人口に対する影響はないものとなるが、世帯については、施設等の世帯は個人単位で抽出することから、これにより、見かけ上、単身世帯が増加することになるが、施設等の人口は少なく、世帯全体への影響は軽微である。また、施設等の世帯はそれを示すフラグをつけており、もともとの単身世帯との区別が容易にできることとなっている」という回答、御説明がありました。

また、「全体の数値にほとんど影響がなく、施設等の世帯と単身世帯が区別できるようにフラグが付与されているということなので、ウエイトを付与する必要はないのではないかと考える」といった意見がある一方、「全体の平均や分布には影響がないとしても、ウエイトなしで集計した場合、クロス表では異常値が出る可能性があるのではないか」という意見がありました。これに対して、「どのクロス表の項目を基準としてウエイトを作成するのかという問題があり、任意のクロス表の精度を全て保証することは難しいと考える。むしろ利用者が目的に応じ、国勢調査の公表結果などをもとに一定の基準値を設けてウエイトを算出するほうがよいと思う」という御説明、回答がありました。

また、「利用者が個々の分析に応じてウエイトを計算して調整すればよいのではないか。さまざまな場合を考慮してウエイトを作成することについては、費用対効果を考えると、費用のほうが高くなると思う」といった意見や、「匿名データによって作成したクロス表と公表統計との乖離については、それらが比較できるような情報を利用者に提供し、その情報を踏まえて利用していただくほうがよいと思う」といった意見がありました。

これらを受けて、全世帯を母集団として1%をサンプリングすることとし、「一般世帯」については世帯単位で、「施設等の世帯」については個人単位で抽出するということについては、分布がそれほど影響を受けていないという観点から、適当と判断する。また、「施設等の世帯」と「一般世帯」の抽出単位が異なることに関して、利用者に対する注意事項を出すということと、代表的な公表値について、匿名データにより作成したクロス表と公表されている結果表を比較できるような情報を利用者に提供するということをもって、ウエイトを付与しないということも適当と判断する」という結論にまとまりました。

次に、「エ スワッピングの導入について」です。

今回初めてスワッピングを導入する計画となっていることから、まず、その是非及び方法について議論を行い、その結果を前提として、ほかの匿名化措置について審議をすることといたしました。これについては、「スワッピングの導入自体は問題ないと思うが、利用者への説明を考える必要がある」という意見がありました。このスワッピングの導入及び方法については、有用性の観点からも、原データとの誤差的な検討を踏まえて確認したところ、余り大きな差はなかったことから、適当と判断されました。

なお、利用者への説明の方法については、次回以降に改めて議論する予定となっております。

次に、「オ 情報の削除について」です。

まず、「(ア) 直接的な識別情報の削除」です。計画では、人口50万未満の市区町村コード、調査区番号、世帯番号・調査区内連番など、調査客体を直接識別できる情報を削除することとなっております。これについては、適当と判断されました。

次に、「(イ) 出現頻度が低い又は特徴的な値があるレコードを含む世帯の削除」に関してです。これは、総務省統計局から、削除対象となっている世帯の分布状況等について、それぞれより詳細な資料を用いて説明を受けながら審議をいたしました。

まず、「①世帯人員が多い世帯」を削除することについてですが、提示された資料に関して、「世帯人員が多い世帯を削除した場合の影響は、年齢階級別に見ると違ってくるということか」という意見がありました。これに対して、「世帯人員が多い世帯は、3世代世帯などと重なることになると考えられることから、その影響が若年層や高齢者層に若干出てくるのはある程度やむを得ない」という回答があり、結論として、地域区分ごとに削除の基準を変えて、世帯人員が7人以上～9人以上いる世帯を削除することについては、世帯単位でデータを提供しており、トップコーディング等のほかの匿名化措置では対応できないことから、適当と判断いたしました。

次に、「②父子世帯」を削除することについてでございます。これは、クロス集計をかけなくとも、全ての地域区分において、一般世帯に占める父子世帯の割合が非常に小さく、0.5%基準を大幅に下回っているため、匿名性の観点からは削除しないで提供することは困難であることから、適当と判断されました。

次に、「③年齢差の大きい夫婦のいる世帯」、「④年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯」、「⑤世帯主又は配偶者のいずれか一方若しくは双方が外国人で子供の数が多い世帯」を削除することについてです。これに関しては、今回、クロス表の分布を見て削除を行うという従来の0.5%基準とは異なる方法を適用する計画となっております。このことについて、「年齢差の大きい夫婦のいる世帯といった外観識別性が高いと考えられる属性をさらにクロスしたときに出てくるような母集団一意を避ける方法であると理解しており、問題ないと考えられる。また、有用性の観点からは、余り基準を高くし過ぎないほうが、削除をする数が多くならないので、その方がよいと考えられる」といった意見や、「基本的にはこれでよいと思うが、年齢差の大きい夫婦や子供等のいる世帯について、

0.5%基準による方法と今回の方法では、それぞれどの程度のレコードが削除されるのかについて、利用者の有用性の観点から確認をしたいので、可能な範囲で資料を準備していただきたい」といった意見がありました。これを受けて、「年齢差が25歳以上の夫婦のいる世帯を削除すること、年齢差が45歳以上の親と子、年齢差が14歳以下の親と長子または19歳以下の親と末子のいる世帯を削除すること、及び地域区分ごとの出現頻度により、子供の数が3人以上～7人以上の外国人世帯を削除することについては、適当と判断するが、有用性の観点から、削除の状況について確認することとしたい」という結論となりました。

次に、「(ウ) 既存の統計表により母集団一意または二意であることが判明しているレコードを含む世帯の削除」についてです。これに対しては幾つか削除対象となる票や作成手順を確認する質問がありましたが、基本的には問題はないということで、既存の統計表により、全国において母集団一意または二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯を削除すること、及び既存の統計表のうち、特に外観識別性が高いと考えられる項目が含まれている統計表で、地域において、母集団一意または二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯を削除することについては、適当と判断いたしました。

次に、「カ 世帯員及び世帯に関する項目の再編等について」でございます。

まず、「(ア) 年齢」に関しては、これまでもトップコーディングが85歳以上となっていることと、各歳別に提供できないかということが議論の対象となっていたところがございます。これに対しては、「平成12年及び平成17年国勢調査では、現在と比べると85歳以上の人口は少ないので、85歳以上をトップコーディングすることはやむを得ないと考えられるが、今後、急激に高齢化が進むことを考慮すると、今後の匿名データの提供の際には検討が必要である」といったような意見や、「雇用労働力化が進んでいるため、産業、就業状態、配偶関係等をクロス集計すると、必ず少ないところが出てきてしまう。この場合、85歳以上は必ずトップコーディングをすることになってしまうので、これをどう考えていくのかということは、今後検討していくべき課題であると思う」というような意見が出されました。また、各歳別のデータの提供についても、クロスをかけると母集団一意、二意があちこちに頻繁に出現し、これを提供することは困難であります。こうしたことから、トップコーディングの上限値や各歳別のデータ提供の可能性については、「個人ベースとか地域区分なしのデータであれば提供する項目を増やすことはできるのではないかと。項目を削除して提供するというのも、今後の検討課題とすべきではないか」といった意見がありました。

これらを受けて、「各歳別のクロス集計では、母集団一意、二意が頻繁に出現していることから、0歳から84歳、つまり85歳未満を5歳階級区分とすること、及び85歳以上をトップコーディングすることについては、有用性という観点からは問題があるが、今回はやむを得ない措置であるということでまとめることとしたい」という結論となりました。

次に、「(イ) 世帯主との続き柄、国籍、5年前の住居の所在地、労働力状態、就業時間、従業上の地位」についてです。これらに関しましては、分類区分の統合やトップコー

ディングを行う計画となっております。まず、「地域区分」については、「都道府県」及び「人口50万以上の市区」を提供するとしているため、そのトレードオフとして、他の属性に関して分類区分の統合を行うことは、やむを得ないものと考えられる。諸外国でも同様の考え方に基づいてマイクロデータの提供が行われている」といったような意見がある一方で、「従業上の地位については、例えば年齢階級によって「雇人のある業主」などの分布に違いがあるが、年齢階級別に統合の基準を変えることはあり得るのか」といった意見がありました。これに対しては、「年齢階級によって統合の仕方を変えるとすると、その年齢階級のレコードの「従業上の地位」の表示の仕方が他の年齢階級と異なることになるなど、データ操作の際の利用者の負担が大きくなると考えられることなどから、統合の基準は一律の方がよいと考えられる」という回答がありました。

これらを受けて、「母集団一意などが、例えば特定の年齢層に偏っているような場合に、統合の基準を分布に基づいて変えるというような方法については、今後の検討課題として整理したい。世帯主との続き柄、国籍、5年前の住居の所在地、労働力状態、就業時間、従業上の地位の秘匿の方法については、適当と判断する」という結論となりました。

時間の都合上、審議はここまでとなりましたので、残りの論点については、来週、12月25日火曜日に開催する第12回匿名データ部会において審議をする予定となっております。

また、予備回と当初しておりました来年1月31日に、第13回の匿名データ部会を開催することとし、答申案の取りまとめを行う予定となっております。

以上が匿名データ部会の審議結果の概要の御報告でございます。

**○樋口委員長** ありがとうございます。

それでは、御質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、匿名部会の委員の皆様におかれましては、引き続き御審議のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上ですので、最後に、次回の日程について事務局から連絡をお願いします。

**○村上内閣府大臣環濠統計委員会担当室長** それでは、次回の委員会です。来年1月25日金曜日、13時から、本日と同じこの会議室で開催いたします。詳細については、別途御連絡いたします。

**○樋口委員長** 以上をもちまして第60回の統計委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。